



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M I 生

◎内務省告示第五百五十八號

千葉都市計畫下水道中變更ノ件左ノ通決定シ昭和十三年

三月三十一日内閣ノ認可ヲ得タリ其ノ關係圖面ハ千葉縣廳

及千葉市役所ニ備ヘ置キ縱覽ニ供ス

昭和十三年四月七日

内務大臣 末次信正

第一下水排水區域及下水道ノ幹枝線ノ配置ヲ示シタル圖

面ヲ別紙圖面ノ通り改ム(圖面省略)

◎内務省告示第八十八號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又

ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如

シ

昭和十三年四月十一日

内務大臣 末次信正

路線名 區 間 工事終了 期日
 九號 東京府東京市板橋區板橋町八丁目地内 昭和十三年四月十一日

◎内務省告示第九十一號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲スベキ國道ノ路線名、區間及工事開始ノ期日左ノ如シ

昭和十三年四月十三日

内務大臣 末次信正

路線名	區	間	工事開始ノ期日
五號	青森縣	東津輕郡新城村地内	昭和十三年四月十四日
四號	自宮城縣	柴田郡槻木町至同縣名取郡千貫村	同
五號	自秋田縣	雄勝郡院内町至同縣同郡横堀町	同
十號	山形縣	鶴岡市大字文下地内	同
十號	山形縣	飽海郡吹浦村地内	同
四號	自枋木縣	宇都宮市川向町至同縣同市博勞町	同
四號	自埼玉縣	南埼玉郡蒲生村至同縣同郡越ヶ谷町	同
一號	神奈川縣	足柄下郡温泉村地内	同
一號	神奈川縣	足柄下郡元箱根村地内	同
八號	山梨縣	北都留郡巖村地内	同
十號	自長野縣	埴科郡南條村至同縣同郡中之條村	同
一號	静岡縣	庵原郡興津町地内	同
一號	愛知縣	愛知郡鳴海町地内	同
十五號	自奈良縣	奈良市今小路町至同縣同市登大路町	同
十五號	自和歌山縣	伊都郡應其村至同縣同郡高野口町	同
二號	自廣島縣	安藝郡海田市町至同縣同郡船越町	同
二號	山口縣	厚那郡王臺村地内	同
二十二號	香川縣	木田郡牟禮村地内	同
三十三號	自長崎縣	佐世保市松浦町至同縣同市元町	同
三號	大分縣	大分市八幡村地内	同
十二號	自石川縣	江沼郡大聖寺町至同縣金澤市上有松町	同
十六號	自大阪府	泉南郡田尻村至和歌山縣和歌山市寄合町	同
二十五號	自長崎縣	東彼杵郡彼杵村至同縣北高來郡本野村	同

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に告示せられたるもの左の如し。

道府縣	起業者	事業種別	起業地名	認定月日
千葉	京成電氣軌道株式會社	軌道用地	千葉縣市川市八幡町地内	三、一七
長崎	長崎縣知事	道路改良	長崎縣北松浦郡相浦町地内	三、二二
千葉	千葉縣	惡水路新設	千葉縣香取郡滑河町地内	三、二六
徳島	徳島縣徳島市	學校敷地擴張	徳島縣徳島市南佐古町字初江島地内	三、二九
東京	東京府東京市長	道路新設	東京府東京市荒川區日暮里町三丁目地内	三、三一
大阪	大阪府泉南郡下莊村長	道路改良	大阪府泉南郡下莊村地内	四、一
静岡	鐵道大臣	鐵道敷設	静岡縣引佐郡都田村地内	四、一四
山口	鐵道大臣	鐵道敷設並停車場新設	山口縣下關市大字關後地村、長門町、竹崎町地内	"
秋田	秋田縣知事	河川改修	秋田縣由利郡本莊町、子吉村、小友村、石澤村、鮎川村地内	"
千葉	千葉縣	運動場建設	千葉縣千葉市千葉寺町地内	四、七
愛知	愛知縣	結核療養所建設	愛知縣知多郡大府町、東浦村地内	四、八
神奈川	東京横濱電鐵株式會社	鐵道改良	神奈川縣川崎市木月地内	"
群馬	群馬縣新田郡強戶村長	道路新設	群馬縣新田郡強戶村地内	四、一三
岡山	岡山縣岡山市長	道路新設	岡山縣岡山市上石井、萬町地内	"

◎土木地方債許可概要

許可月日	許可額	目的	團體名	道府縣
三、一七	五、〇〇〇	道路改修費寄附金	宇氣村	石川縣
"	五、六〇〇	河川改修費寄附金	上水島村	長野縣
"	一、二三七、六〇〇	災害土木費	群馬縣	
"	一、二六〇、四〇〇	"	"	
"	五〇、〇〇〇	上水道擴張費	上野原町	山梨縣
"	五、二〇〇	用水改良寄附金	大河原町	宮城縣
三、一八	七、四〇〇	用水改良事業費	皿貝川沿岸普通水利組合	"
"	三〇七、七〇〇	災害復舊事業費	青森縣	
"	三、〇〇〇	林道開設費寄附金	御神明村	岩手縣
"	一四三、七〇〇	港灣修築費負擔金	舞鶴町	京都府
"	一、七〇〇	河川改修費負擔金	往郷村	長野縣
"	三〇、〇〇〇	道路橋梁及樋管改築費	大垣市	岐阜縣
"	一一、二〇〇	河川改修費負擔金	瑞浪町	"
"	二九、〇〇〇	片貝川用水合口事業費	富山縣	
"	一四、三〇〇	災害復舊工事負擔金	庄内村	宮崎縣
"	一、九〇〇	堤防工事費	吉田村	"
"	五、六〇〇	道路改修費寄附金	多田村	"

法令

三、二二	一〇、七〇〇	橋梁架替費	岩見澤町	北海道
"	三九、二〇〇	天神川改修費	京都府	
"	五〇二、二〇〇	博多港埠頭陸上設備費	福岡市	福岡縣
"	一、五〇〇	林道開設事業費	根白石村	福岡縣
"	一、二〇〇	"	飯野川町	"
"	二、二〇〇	"	影森村	埼玉縣
"	二、八〇〇	"	高藤村	"
"	一五、〇〇〇	港灣修築費負擔金	島原町	長崎縣
"	二五〇、〇〇〇	災害復舊土木費	長崎縣	
"	四〇〇、〇〇〇	"	福岡縣	
"	一〇九、九〇〇	下水道築造費	福岡市	福岡縣
"	二、七〇〇	河川改修費分擔金	水引村	鹿兒島縣
"	六、八〇〇	"	下來郷村	"
"	三、七〇〇	"	高江村	"
"	五、〇〇〇	大野川改修費分擔金	戸次町	大分縣
"	五、五〇〇	河川改修費負擔金	中川村	岡山縣
"	五、〇〇〇	道路改良費寄附金	邑知村	石川縣
"	四五〇、〇〇〇	災害復舊土木事業費	山形縣	
"	三、〇〇〇	道路改修費寄附金	上田市	長野縣
"	二、六〇〇	林道開設費	中川村	埼玉縣

三、二八

七、七〇〇

府縣道改良費分擔金

中村町

一五四

高知縣

一五、七〇〇

中津川改修費負擔金

本多久町

佐賀縣

五、〇〇〇

道路改修費負擔金

玉津村

兵庫縣

七〇〇

〃

平福村

〃

三六、三〇〇

河川改修費負擔金

迫川下流水害豫防組合

宮城縣

一八、七〇〇

用水改良事業寄附金

多賀城村

〃

一、〇〇〇

林道開設事業費

宮崎縣

一七、〇〇〇

用水事業負擔金

血貝川沿岸普通水利組合

宮城縣

二、二〇〇

林道開設事業費

川口村

岩手縣

九、〇〇〇

道路改築寄附金

小山町

靜岡縣

一二、四〇〇

河川災害復舊費

知立町

愛知縣

一一、〇〇〇

河川災害復舊費分擔金

國府町

〃

七、〇〇〇

〃

小鷹利村

岐阜縣

七〇、〇〇〇

道路改修費負擔金

臼杵町

大分縣

二七〇、〇〇〇

指定府縣道改修費

神奈川縣

二五〇、〇〇〇

産業道路改良事業費

〃

一〇二、一〇〇

土木費國庫納付金

靜岡縣

一〇、〇〇〇

道路改修費寄附金

清水市

靜岡縣

三四、〇〇〇

道路橋梁費

中市

大分縣

二九八、〇〇〇

災害土木其他復舊費

香川縣

三、三〇〇	災害土木復舊費	岩手縣	
五、七〇〇	港灣改修費寄附金	花岡村	鹿兒島縣
七九〇、〇〇〇	災害土木復舊費	福岡縣	
一〇、〇〇〇	東北振興橋梁架換地元負擔金	米澤市	山形縣
二七、〇〇〇	用水並貯水改良費	群馬縣	
四、〇〇〇	用水改良事業負擔金	赤磐堰普通水利組合	群馬縣
五一、三〇〇	道路改修並橋梁費	鳴澤貯水池用水改良町村組合	
一八二、一〇〇	道路及用悪水改修費	神奈川縣	
一四二、六〇〇	林道開設事業費	岐阜市	岐阜縣
三、五〇〇	道路改修費寄附金	鬼無里村	長野縣
六、〇〇〇	林道開設事業費	安茂里村	
二二、五〇〇	河川改修費分擔金	坂城町	
二、〇〇〇	橋梁架換費	武石村	
三、〇〇〇	橋梁架換費	大日向村	
一四〇、〇〇〇	橋梁架換費	茨城縣	
一三七、〇〇〇	橋梁架換費		
二五、〇〇〇	橋梁架換費	久留米市	福岡縣
二五、〇〇〇	橋梁架換費	千葉市	千葉縣
一、六七九、七〇〇	都市計畫第三期下水道築造費	大阪府	
一、三七四、八〇〇	都市計畫下水道處理事業費		

法 令

〃	二、二〇〇	縣道改修費寄附金	北 大 井 村	長 野 縣
〃	一、三一七、〇〇〇	道路改修費	愛 知 縣	
〃	四〇六、〇〇〇	橋 梁 費	東 京 市	東 京 府
〃	三六、二〇〇	乗合自動車事業費	濱 松 市	靜 岡 縣
〃	一、三〇〇	橋梁費寄附金	北 浦 村	宮 城 縣
(三月三十一日付)	二、〇〇〇	道路改修費	中 牧 村	山 梨 縣
〃	四三、三〇〇	國道改修費負擔金	三 重 縣	
(三月三十一日付)	一、二〇〇	道路改修費	松 里 村	山 梨 縣
〃	四五〇、〇〇〇	港灣修築並埋立費	福 岡 市	福 岡 縣
(三月三十一日付)	四〇、〇〇〇	河川改修費納付金	高 知 縣	
〃	五、七〇〇	〃	中 村 町	高 知 縣
(三月三十一日付)	七八七、〇〇〇	都市計畫街路事業費	名 古 屋 市	愛 知 縣
〃	六、二〇〇	淺瀬川改修費寄附金	葎崎堰普通水利組合	青 森 縣
(三月三十一日付)	二一、〇〇〇	用水改良事業費	兩上井皿普通水利組合	山 形 縣
〃	九、五〇〇	〃	羽合堰普通水利組合	鳥 取 縣
(三月三十一日付)	六、九〇〇	河川橋梁費分擔金	日 下 村	
〃	四六、〇〇〇	都市計畫街路事業費	鳥 取 市	

(三月三十一日付)	一〇〇、〇〇〇	乗合自動車擴張費	橫濱市	神奈川縣
(三月三十一日付)	四四八、〇〇〇	災害土木復舊費	鳥取縣	
(三月三十一日付)	四六、二〇〇	河川改修費分擔金其他	群馬縣	
(三月三十一日付)	五四、〇〇〇	用排水改良費負擔金	白根石村外五ヶ村 田川水源地造林組合	宮城縣
(三月三十一日付)	六九、〇〇〇	土木費起債	吳市	廣島縣
(三月三十一日付)	三五七、一〇〇	道路改修費	神戸市	兵庫縣
(三月三十一日付)	六二〇、〇〇〇	上水道擴張費	佐世保市	長崎縣
(三月三十一日付)	七〇〇、〇〇〇	"	"	"
(三月三十一日付)	三〇〇、〇〇〇	"	"	"
(三月三十一日付)	債還方法變更ノ件	東京市江戸川上下ノ割普通水利組合	東京府	
(三月三十一日付)	一二八、九〇〇	橋梁架換費	群馬縣	
(三月三十一日付)	四、五〇〇	舊償償還(用水費)	大江堰普通水利組合	山形縣
(三月三十一日付)	八二、九〇〇	都市計畫街路事業費	桐生市	群馬縣
(三月三十一日付)	七二〇、〇〇〇	河川改修費	東京市	東京府
(三月三十一日付)	八八、〇〇〇	用水改良寄附金	帝國井水普通水利組合	岐阜縣
(三月三十一日付)	一四五、〇〇〇	災害復舊土木費	岩手縣	

法

令

(三月三十一日付)	一四八、八〇〇	道路改修費	千葉市
(三月三十一日付)	二一、〇〇〇	都市計畫街路費	須賀川町
(三月三十一日付)	一五、〇〇〇	排水改良費	佐賀縣
(三月三十一日付)	二五、〇〇〇	用水幹線費	福島縣

◎自動車運輸事業

三月十一日內務鐵道兩省打合會に於て協議決定せるもの左の如し。

道府縣	區	間	申請者	免許ノ別
北海道		福山町上ノ國村間	木古内自動車株式會社	不免許ノ別
		下川村上名寄原野瑠瑠間外一線	中央自動車合資會社	一、一、一、三一協議濟 不免許ヲ免許ニ變更
		旭川市内	旭川自動車株式會社	一部免許
		札幌市地内四線	札幌市	免許
		藏餘村、川部驛前間	弘南鐵道株式會社	不免許
		大鰐驛前、猿賀村間	弘前乗合自動車株式會社	不免許
		百石町三澤村間	木村正三	免許
		二子村、更木村間	高橋長藏	不免許
		金田村、鶯澤村間	栗原自動車株式會社	不免許
		大河原町、槻木町間	仙南溫泉自動車株式會社	不免許

山形

和田村地内外一件 (〃〃)
鶴岡市内 (〃〃)

五光自動車合資會社
庄内電鐵株式會社

一部免許

東京

下谷區三輪町荒川區南千住一丁目間 (〃〃)
目黒區上目黒五丁目地内 (〃〃)
川崎市砂子二丁目、堀川町間 (〃〃)

東京
東京橫濱電鐵株式會社
京濱電氣鐵道株式會社

〃〃

神奈川

三崎町六合、同町小網代間 (〃〃)
南足柄村地内 (〃〃)
水見町、湊間 (〃〃)
靜岡市中町東深草町間 (〃〃)
同市井之宮町北番町間外一線 (〃〃)
名古屋市西區菊井通、同區本陣通間 (〃〃)

川崎市乘合自動車株式會社
湖南半島自動車株式會社
三浦自動車株式會社
足柄自動車株式會社
渡邊福一郎
靜阿乘合自動車株式會社

〃〃

富山

靜岡市中町東深草町間 (〃〃)
同市井之宮町北番町間外一線 (〃〃)
名古屋市西區菊井通、同區本陣通間 (〃〃)

名古屋市
綿向自動車株式會社
近江鐵道株式會社
瀧 億治郎
星自動車株式會社
眞珠灣交運株式會社
紀伊自動車株式會社
津乘合自動車株式會社

〃〃

愛知

鎌掛村地内 (〃〃)
多賀村久徳村間 (〃〃)
岡山村地内 (〃〃)
小津村常盤村間 (〃〃)
濱島町地内 (〃〃)
相賀町地内外二線 (〃〃)

津乘合自動車株式會社

一部免許

滋賀

津乘合自動車株式會社

〃〃

三重

津乘合自動車株式會社

〃〃

法

津乘合自動車株式會社

〃〃

免許

津乘合自動車株式會社

〃〃

法

令

一五九

和歌山	桑名市内	(延長)	三重乗合自動車	免許
"	神戸村地内	(")	奥 繁太郎	"
"	栗真村一身田町	(")	津乗合自動車株式會社	"
"	紀伊村根來村間	(新規)	阪和電氣鐵道株式會社	"
"	紀伊村粉河町間	(")	岡本民之助外二名	不免許
"	紀伊村岩出町間	(")	下 津 良 一	"
"	山口村岩出町間	(")	林 田 精 一	"
"	山田村高野口町間	(")	森 中 繁 治	"
"	藤本町和歌山市本町間	(")	花岡宗太郎外一名	"
京都	山田村石川村間外一線	(延長)	中西 兵 治	免許
大阪	殿山町地内	(")	京阪自動車株式會社	"
"	南區灘波新地	(")	大 阪 市	"
"	浪速區新川三丁目間	(")	阪神乗合自動車株式會社	"
兵庫	葺合區旭通五丁目間	(路線變更)	神 戶 市	"
"	同 區 雲井通八丁目間	(延長)	播電自動車株式會社	"
"	灘區篠原中町地内	(")	山陽自動車株式會社	"
"	龍野町地内	(")	阪神乗合自動車株式會社	"
"	安師村富樫村間	(")	山陽自動車株式會社	"
岡山	尼 崎 町	(")	阪神乗合自動車株式會社	"
"	大阪市西淀川區佃町間	(")	山陽自動車株式會社	"
廣島	高 松 町 内	(")	廣島瓦斯電軌株式會社	"
"	廣島市東白鳥町牛田町間	(")	芳 野 壽 一	不免許
"	廣島市牛田町内	(")		"

香	川	高松市内	(延長)	高松市街バス株式會社	免許
德	島	那留郡答島地内	()	株式會社阿南自動車協會	"
福	岡	福岡市内	()	福岡バス株式會社	"
"	"	福岡市大野村間外一線	()	九州鐵道株式會社	不免許
"	"	久留米市、山口村間	()	朝倉軌道株式會社	"
長	崎	長尾郷地内	()	橋口佐市	免許
鹿	兒	穗脇村、東市來村間	()	有村滿夫	"
"	"	東市來、穗脇間外一線	()	安樂卯之助 玉利慶二	一部免許
"	"	鹿兒島市内外一線	()	鹿兒島市	"
"	"	日當山、霧島間	()	林田乗合自動車株式會社	免許
"	"	始良村地内	()	錦江自動車株式會社	不免許

三月二十二日内務鐵道兩省打合の結果協議決定せるもの左の如し。

道府縣	區	間	申請者
岐	阜	多治見町(多治見橋—山下町—本町—)	多治見商工會
"	"	昭和橋—川端町經由循環線	多治見町
"	"	神田、日里仁間	(有效期間解除)
"	"		黒俣自動車株式會社

三月二十四日内務鐵道兩省打合の結果協議決定せるもの左の如し。

道府縣	區	間	申請者
京	都	北野、高雄間外三線	(讓渡)
"	"		合資會社北野自動車商會
"	"		京都市

三月二十六日内務鐵道兩省打合の結果協議決定せるもの左の如し。

道府縣 區 間

愛知 額田郡岩津町地内 (延長)

申請者 三河鐵道株式會社

免許ノ別 免許

三月三十一日内務鐵道兩省打合の結果協議決定せるもの左の如し。

道府縣 區 間

和歌山 新宮市九重村間外一線 (新規)

申請者 大谷昌吉外一名

免許ノ別 不免許ノ別

和歌山 新宮驛玉置口村間外一線 (〃)

那智登山自動車株式會社

不免許

和歌山 新宮市九重村間 (〃)

南紀自動車株式會社

◎軌道法に依る申請に對する處分

宮城縣

○仙臺市電 車輛設計變更認可

仙臺市申請に係る既認可「低床密閉式半鋼製電動客車」を「流線型」に變更せんとするの件は四月十二日監第二、九九八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

北海道

○帝國電力 軌道電氣工事方法變更認可

帝國電力株式會社申請に係る乗客の増加に伴ふ車輛の増發並に運轉系統の改正に依り負荷電力増加の爲既設柏野車輛工場内に變電所を新設し之れに豫備とし既設東雲町變電

○日本硫黃 抵當證書記載事項變更認可

日本硫黃株式會社申請に係る軌道抵當證書記載事項中抵當權の讓渡に伴ひ抵當權者の名儀を(舊大日本人造肥料株式會社新日本化學工業株式會社)變更する件は三月二十五

所の二百キロワット電動發電機一基を移設常用せんとするの件は三月十八日監第二七二五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

日監第二、七三九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○日本硫黃 車輛設計認可並同特別設計及道路横斷

定規特別設計許可

日本硫黃株式會社申請に係る一般旅客運輸の充實を期せんが爲め中國鐵道株式會社より四輪ボギー附隨客車三輛購入し同車輛を現形の儘設計使用せんとするの件は三月十八日監第二、七四三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。尙同車輛は中古品にして設計變更不能のため附隨客車の一部に就き制限外設計を爲し且、同車の最大幅員に就き制限外設計を爲さんとするの件は同日同號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。

栃木縣

○東武鐵道 軌道工事方法變更認可

東武鐵道株式會社申請に係る同社大谷軌道線自宇都宮市西原町至河内郡城山村大谷軌道は從來瓦斯倫及び人力併用の動力なりしも自動車の發達に依り旅客輸送の要無きに至

りたる爲人力のみの動力に變更せんとする工事方法變更の件は三月二十五日監第二、七四一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

埼玉縣

○西武鐵道 抵當證書記載事項並元利支拂豫算變更

認可

西武鐵道株式會社申請に係る鐵道抵當權並に軌道抵當權設定既認可の借入金百五拾萬圓に付き其の償還期限は昭和十二年六月二十五日なりしを昭和十三年六月二十五日迄一ケ年延期し該期日迄約束手形割引の方法に依り九十日毎に書換繼續せんとするの件は四月六日監第二、七四〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

千葉縣

○成田鐵道、成田自動車、會社合併認可

成田鐵道株式會社、成田自動車株式會社申請に係る事業統制の爲め兩社合併して成田自動車を解散し會社の權利義務を成田鐵道に於て承繼せんとするの件は、認可の効力を

昭和十二年七月十九日に遡り發生するものとし四月四日監第三、〇一三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

東京府

○東京市電 藏前三丁目停留場附近電氣工事方法變

更認可

東京市申請に係る藏前三丁目停留場附近安全地帯設置に伴ひ車道擴築の爲電車線支持用鐵柱一本位置變更せんとするの件は三月二十八日監第二、七一七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

神奈川縣

○京濱電鐵 橋梁工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る、品川起點一二杆四〇七古川橋梁は在來二徑間なりし處川崎市に於て古川改修工事施行の結果川幅半減せし爲め川崎停留場寄一徑間は不用となりたるを以て撤去埋築せんとするの件は三月二十五日監第二、七一三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり

○京濱電鐵 閉塞信號機位置變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る、既認可閉塞信號機一基を車輛圓滑運轉上の必要に依り仲木戸京濱神奈川間品川起點一九杆九七八より二二杆二九六の地點に移設せんとするの件は二月二十一日監第九二八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○江ノ島電氣鐵道 目黒蒲田電鐵所屬電動客車讓受

改造使用認可

江ノ島電氣鐵道株式會社申請に係る、逐年増加する團體及び海水浴客の輸送を圓滑ならしむる爲目黒蒲田電氣株式會社より四輪ボギー電動客車二輛を讓受け増車し、而して該車輛は地方鐵道法式なるを以て之を軌道法式に改造せんとするの件は三月二十八日監第二、七一四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

新潟縣

○新潟電鐵 縣廳前假側線使用期限延期認可

新潟電鐵株式會社申請に係る、新潟縣廳假側線使用期限は昭和十二年十二月十四日迄の處工事未竣功の爲め更に期

限伸長使用せんとするの件は、同使用期限を昭和十五年十二月十四日迄とし四月十二日監第三、七六一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○新潟電鐵 工事竣功期限延期許可

新潟電鐵株式會社申請に係る、軌道線縣廳前起點より、五八米四三三に至る區間は同區間道路を新潟市に於て都市計畫事業として工事施行中にして完成迄二三年を要する爲めその竣功を俟つて工事施行するの外途なきを以て同竣功期限延期の件は同期限を昭和十五年十二月十四日迄とし四月十二日監第三、七五九號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。

石川縣

○金石電鐵 旅客運賃一部變更並特定認可

金石電氣鐵道株式會社申請に係る松原停留場位置變更の結果松原大野港間の運賃を變更し且、中橋松原間の運賃を特定せんとするの件は三月十八日監第二、五九四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

○三河鐵道 抵當證書記載事項、元利支拂豫算變更

(第一順位)認可

三河鐵道株式會社申請に係る同社軌道(並に鐵道)財團に第一順位の抵當權を設定し日本興業銀行より借入たる金參百萬圓の債務殘額金貳百九拾五萬四千圓の辨濟期限並に利率を契約に依り變更し同時に元利支拂豫算を變更せんとするの件は二月十八日監第二一九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○三河鐵道 抵當證書記載事項元利支拂豫算變更

(第二順位)認可

三河鐵道株式會社申請に係る同社軌道(並に鐵道)財團に第二順位の抵當權を設定し日本興業銀行より借入したる五拾萬圓の辨濟期限及び利率を契約に依り變更し同時に元利支拂豫算を變更せんとするの件は、二月十八日監第二二〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○三河鐵道 抵當證書記載事項元利支拂豫算變更

(第三順位分)認可

三河鐵道株式會社申請に係る同社軌道(並に鐵道)財團に第三順位の抵當權を設定し日本興業銀行より借入したる五拾萬圓の辨濟期限及び利率を契約に依り變更し同時に元利支拂豫算を變更せんとするの件は二月十八日監第二二一號を以て内務鐵道大臣より認可ありたり。

○三河鐵道 抵當證書記載事項元利支拂豫算變更

(第五順位分)認可

三河鐵道株式會社申請に係る同社軌道(並鐵道)財團に第五順位の抵當權を設定し日本興業銀行より借入したる金貳拾四萬圓の辨濟期限及利率を契約に依り變更し同時に元利支拂豫算を變更せんとするの件は二月二十八日監第二二三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○三河鐵道 抵當證書記載事項元利支拂豫算變更

(第七順位)認可

三河鐵道株式會社申請に係る同社軌道(並鐵道)財團に第七順位の抵當權を設定し日本興業銀行より借入したる七

萬圓の辨濟期限並利率を契約に依り變更し同時に元利支拂豫算を變更せんとするの件は二月十八日監第二二四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○三河鐵道 抵當證書記載事項元利支拂豫算變更

(第八順位)認可

三河鐵道株式會社申請に係る同社軌道(並鐵道)財團に第八順位の抵當權を設定し日本興業銀行より借入したる金九萬八千圓の辨濟期限及利率を契約により變更し同時に元利支拂豫算を變更せんとするの件は二月十八日監第二二五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○三河鐵道 抵當證書記載事項元利支拂豫算變更

(第四順位)認可

三河鐵道株式會社申請に係る會社軌道(並鐵道)財團に第四順位の抵當權を設定し日本興業銀行より借入したる金貳拾六萬圓の辨濟期限並利率を契約に依り變更し同時に元利支拂豫算を變更せんとするの件は、二月十八日監第二二三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○名古屋市營 線路及工事方法變更認可並軌道運轉

信號保安規程例外取扱許可

名古屋市申請に係る覺王山線、八事線の連絡軌道を複線に改良し今池停留場に四隅式交通自動電氣信號機を設置して運輸の圓滑及一般交通上の保全を期せんとするの件は四月六日監第二、七四二號を以て内務鐵道兩大臣より認可たりたり。尙同時に電氣信號機に付て軌道運轉信號保安規程中例外取扱の件許可ありたり。

○名古屋市營 電氣信號機設置認可並軌道運轉信號

保安規程例外取扱許可

名古屋市申請に係る笹島町分岐點に於ける手旗信號及涉線用手動轉轍器を廢し四隅式自動電氣信號機及電空式自動轉轍器を設置し兩者を聯動せしめて信號の確實を期すると共に運轉の安全を圖らんとするの件及運轉信號保安規程中例外取扱の件は三月二十三日監第二、五九三號を以て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

三重縣

○東邦電力 軌道工事方法變更認可

東邦電力株式會社申請に係る山田軌道線に於て車輛設計變更を爲さん爲め線路實測圖竝工事方法書の一部を變更せんとするの件は四月十六日監第三、八五五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○東邦電力 電動客車設計認可

東邦電力株式會社申請に係る山田驛山田内宮間及山田二見間に使用する爲め四輪ボギー式電動客車三輛購入せんとするの件は四月十六日監第三、八五六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

○大阪市營(高速軌道) 軌道工事方法變更並假設工

事認可

大阪市申請に係る大阪都市計畫街路今宮平野線、道路改築工事執行に伴ひ自住吉區山王町一丁目至同區松崎町間勾配及隧道構築の方法を變更し排氣口新設せんとする軌道工事方法變更の件と同時に難波、天王寺間開通に伴ひ天王寺

停留場に假車止を設備せんとする假設工事の件は、假設物使用期限を難波、天王寺間運輸營業開始の日より二箇年とし三月二十九日監第二、八九三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市營(高速軌道) 電動客車設計認可並特別設

計許可

大阪市申請に係る難波、天王寺間延長線に使用せんとする電動客車十六輛を新設し、尙車窓保護棒省略の件に關する電動客車設計並特別設計の件は四月八日監第三、七六六號を以て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

○大阪市營(高速軌道) 電氣工事方法變更認可

大阪市申請に係る心齋橋變電所變壓器等一部變更せんとする電氣工事方法變更の件は四月八日監第三、七六五號にて内務鐵道大臣より認可ありたり。

○大阪市營 軌道保安設備變更認可軌道運轉信號保

安規程例外取扱許可

大阪市申請に係る南北線、福島會根崎線、櫻橋交叉點、

上本町二丁目交叉點及三軒家分岐點に於ける聯動裝置を變更し尙信號現示方法に付例外取扱せんとする軌道保安設備變更並軌道運轉信號保安規定例外取扱の件は四月一日監第二、九三三號を以て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

○大阪市營 軌道保安設備變更認可並軌道運轉信號

保安規程例外取扱許可

大阪市申請に係る今橋、天滿橋線、天滿橋善源寺町線、天滿橋、京阪電車前交叉點に於ける聯動裝置を變更し、尙信號現示方法に付例外取扱せんとする軌道保安設備變更並軌道運轉信號保安規定例外取扱の件は四月一日監第三、九三四號を以て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

○京阪電鐵 電氣工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る供給受電容量を増加せんとする爲の電氣工事方法變更の件は四月八日監第二、八六一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京阪電鐵 電氣工事方法變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る供給受電量を増加せんとする爲め電氣工事方法變更の件は四月八日監第二、八六四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪電軌 電氣工事方法變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る供給受電量を増加せんとする爲の電氣工事方法變更の件は四月八日監第二、八四八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪電軌 假設物使用期限延期認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る鶴橋、今里間高架工事殘材運搬用假側線の假設物使用期限延期の件は、假設物使用期限を昭和十三年六月三十日迄とし四月八日監第二七三八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○南海鐵道 電動客車設計變更認可

南海鐵道株式會社申請に係る車輛の木造を半鋼製とし併せて車體の一部及輪鐵内側距離を變更せんとする軌道線電動各車設計變更の件は四月八日監第二八四九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

○阪神急行電鐵 停留場假設物使用期限延期認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る既認可西灘停留場假設物の使用期限昭和十二年十一月十五日迄なる處、神戸市施行都市計畫街路の擴張工事未完成の爲向ふ二ヶ年間延期の件は申請通り昭和十四年十一月十五日迄延期する事とし三月廿五日監第二、七三七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神電氣鐵道 工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る元町停留場に入替信號機誘導信號機を設置する爲聯動裝置及閉塞信號裝置を一部變更せんとするの件は四月八日監第三、七九三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○山陽電氣鐵道 電動客車設計變更認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る團體輸送等のため二輛聯結運轉を要する機會多く聯結裝置付の車輛不足を告ぐる爲め電動客車十二輛に聯結裝置を新設し其他設計一部變更

せんとするの件は四月五日監第三、七四〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

廣島縣

○廣島瓦斯電軌 軌道中心間隔特別設計許可

廣島瓦斯電軌株式會社申請に係る讓受車輛五輛を使用せんが爲本線路の曲線に於ける軌道中心間隔特別設計の件は四月十一日監第二、八六八號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。

○廣島瓦斯電軌 車輛設計變更認可

廣島瓦斯電軌株式會社申請に係る讓受ボギー型電動客車五輛、電氣軌道方式及軌條に適合せしむる爲車輛の一部を變更せんとする車輛設計變更の件は四月十一日監第二、八六六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○廣島瓦斯電軌 車輛讓受認可

廣島瓦斯電軌株式會社申請になる所屬電動客車三〇輛改造の爲豫備車輛に不足を生ずる虞あるを以て大阪市より現在運轉中のボギー型電動客車五輛を讓受せんとするの件は

四月十一日監第二、八六五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○廣島瓦斯電軌 橋梁所定動荷重變更認可

廣島瓦斯電軌株式會社申請に係る橋梁所定動荷重及桁最大應力表を許容限度以内の最大のものに調製せんが爲の橋梁所定動荷重變更認可の件は四月十一日監第二八六七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

○南筑軌道 瓦斯倫客車設計認可

南筑軌道株式會社申請に係る運輸營業用瓦斯倫客車を新調使用せんとするの件は四月四日監第二、八四七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

長崎縣

○長崎電軌 軌道工事方法變更認可

長崎電氣軌道株式會社申請に係る五島町、大波止間に於て軌道の鋪裝從來花崗石褥層砂張を花崗石褥層コンクリート鋪裝に改修し且、軌道中心間隔現在二米五三四を二米七

〇〇に擴張せんとする、工事方法變更の件は三月二十五日
監第二、七一六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり

◎土地收用法第二十二條第一項ノ協議

ニ關スル件

(昭和十三年三月十四日21來第六〇二號)
東京府知事宛、土木局長遊牒

標記ノ件ニ關シ東京市長ヨリ別紙寫ノ通稟伺有之候處右
ノ如キ場合ト雖モ土地收用法第二十二條第二項ノ協議調ハ
ザルトキニ該當シ土地所有權並土地及其ノ土地ニ在ル建物
ニ關スル權利ニ付收用審査會ノ裁決ヲ求ムベキ義ト存ジ候
條其ノ旨東京市長ニ御示達相成度

東京市長伺 (昭和十二年十二月十日財地發第四三二七號)

公共事業ニ要スル土地ヲ收用又ハ使用スル爲其ノ損失補
償ニ付當該土地ノ所有者及關係人ニ對シ之ガ協議ヲ爲ス場
合ニ於テ土地所有者及借地人ハ協議ニ應ジタルモ借家人ノ

ミ之ヲ拒絶シテ協議不調ニ終リタル爲之ガ土地ヲ直接其ノ
事業ノ用ニ供シ難キ場合往々有之斯ル場合ニ於テハ從來其
ノ土地ノ收用ヲ單一不可分ノ關係ニ於テ既ニ承諾シタル土
地所有者及借地人ニ對シ其ノ承諾ヲ取消シ換言スレバ假裝
的ニ協議不調ノモノトシテ借家人ト併セテ收用審査會ノ裁
決ヲ求ムルノ事例アリトノ義ナルモ普通ノ觀念ニ於テハ土
地所有權又ハ借地權若ハ借家權ハ各別個獨立ノ存在ニシテ
權利主體ヲ異ニスルノミナラズ然モ既ニ協議ニ應ジタル者
ニ對シ之ヲ應ゼザルモノトシテ強テ假裝的ニ協議不調トス
ルガ如キ取引ノ安全ヲ阻害シ百害アツテ一利ナキ結果ヲ招
來スル慮アルヤニ思料セラレ候ニ付此ノ種借家人ニ對シテ
ハ土地收用法第二十二條第二項ノ規定ヲ準用シテ該借家人
ヲ主體トシ收用審査會ノ裁決ヲ求メ得ルヤニモ解セラレ候
モ聊カ疑義ニ涉リ候ニ付右ハ差懸リタル事例多々有之至急
何分ノ義御回示相仰度稟伺候也

◎土地收用法第七條ノ適用ニ關スル件

(昭和十三年四月十三日甲第一四號)
廣島縣知事宛土木局長回答

本年三月十日土經第一九二四號ヲ以テ標記ノ件御照會相成候處右ハ土地收用法第七條ノ規定ニ所謂其ノ他土地ニ關スル所有權以外ノ權利ニハ該當セザルモ本件ノ如ク起業者モ亦共有者ノ一人ナル場合ニ於テハ他人ノ有スル持分ヲ收用シ得ルモノト存候

廣島縣知事伺 (昭和十三年三月十日土經第一九二四號)

標記ノ件左記ノ點ニ關シ疑義相生シ差懸リタル事案有之候ニ付テハ至急何分ノ義御回示相煩度及稟伺候也

記

土地ニ關スル共有者ノ一人ニ屬スル持分(起業者ト共有ニ係ル他ノ者ニ屬スル持分)ガ獨立シテ收用ノ目的タリ得ルヤ否ニ付一説ニ曰ク持分ハ之ヲ擔保ニ供シ又ハ讓渡シ得

ベク又不動産登記法ハ不動産上ノ持分ノ登記ヲ許ス等ノ點ヨリ觀察シテ持分ハ收用ノ目的トナリ得ルモノト解セムトナスト雖モ他ノ説ニ於テハ持分ノ性質ハ一ケノ所有權ガ各共有者ニ分量的ニ屬スル所有權行使ノ割合ヲ示シ權利義務又ハ權利義務ノ總合ニモ非スシテ寧ロ權利義務ノ源泉タル一種ノ法律上ノ地位ニ過ギズ而シテ擔保又ハ讓渡ノ目的タリ得ルハ法律ガ便宜上權利ニ非ザルモノ、法的處分ヲ許セルモノニシテ擔保又ハ讓渡ノ目的タリ得ルモノ即權利ト謂フヲ得ザルベク又登記法上持分ノ登記ヲ許容セルハ共有物ガ不動産ナルガ爲ニシテ持分ノ性質トハ無關係ナリトス然ルニ於テハ持分ハ權利ニ非ズシテ地位ニ過ギザルヲ以テ土地收用法第七條ノ規定ニ所謂「其ノ他土地ニ關スル所有權以外ノ權利」ト謂フニ該當セザルヲ以テ持分ハ獨立シテハ收用ノ目的タリ得ザルモノト存ゼラル